

令和元年度 第2回鳥取県消費者教育推進地域協議会 概要

- 1 日時 令和2年3月12日（木）午後1時から3時まで
- 2 場所 米子コンベンションセンター 第4会議室
- 3 出席者 別紙委員名簿、関係課・事務局出席者名簿のとおり
- 4 概要

(1) 報告事項

■令和元年度の消費生活相談の概要について

○事務局から〔資料1〕により説明した。

(2) 議事

■令和元年度の消費者教育の取組の検証・評価について

■令和2年度の消費者教育の取組について

○事務局から〔資料2～6〕により説明し、各委員から意見を伺った。

《議事「令和元年度の消費者教育の取組の検証・評価について」に関する主な意見》

【エシカル消費】

- 消費者にエシカル消費の実践の場を提供するスーパーマーケットでの「エシカル消費フェア」は良い取組である。
- エシカル消費フェアの開催後も、引き続いてスーパーマーケットが環境等に配慮した商品の販売を充実・拡大する取組が始まっている。
- エシカル消費の普及啓発にマスコミによる広報は有効であり、引き続き積極的な広報が必要。
- エシカル消費の普及啓発チラシ等について、学校経由で家庭への配布を検討する場合は、単なる配布依頼ではなく、子どもが家に持ち帰って家庭で話し合った内容を授業で報告しあう等、授業と関連付けた届け方にしてもらう工夫が必要。
- 子供たちにエシカル消費に興味を持たせるためには、読むだけの内容ではなく、クイズ形式に加工する、お金名人動画のQRコードを添付して、家族での視聴を促すなどの工夫ができると良い。
- 学校図書館のほか、市町村図書館でエシカル消費の展示コーナーを設置してもらい、来館者に情報発信することを検討してはどうか。
- エシカル消費啓発パネル・人形などを県内の学校で巡回展示するような取組ができると良い。
- 愛媛県のように、幼稚園から大学までの教育関係者や消費者行政関係者が若年者への消費者教育に関してアイデアを出し合い、広く共有できるような組織の設置を望む。
- PTAの研修会に対して、成年年齢の引下げ、エシカル消費など消費者教育をテーマとした出前講座の」実施を積極的に提案してみてもどうか。

○市町村の社会福祉協議会や公民館等を通じて民生委員の学習会や老人クラブの勉強会などにエシカル消費のチラシの活用について働きかけてみるとよい。

【高齢者・障がい者等の見守り】

○高齢者の消費者被害防止について、デイサービスの利用報告書に消費生活センターのパンフレットやチラシを挟んでもらうと、本人または家族に消費生活センターの周知ができるのではないか。

○見守りネットワーク協議会では、見守り対象者として高齢者に目が行きがちだが、障がい者の消費者被害も発生していることを認識し、障がい者に対する有効な相談方法や見守り方法についても目を向けて検討していただきたい。

《議事「令和2年度の消費者教育の取組について」に関する主な意見》

○事業者の自主企画として、スーパーマーケットにおいて高齢の来店者をターゲットにした消費者教育の出前講座を検討している。消費生活センターと連携して取り組みたい。

○エシカル消費を誘導するフックとして、店舗でエシカル関連商品の購入に対するポイント付与などが有効と考えられ、既存ポイント制度の仕組内であれば取り組みやすい。

○高校家庭科教員の教育研究会での研修会で成年年齢の引下げやキャッシュレス決済等について取り組みたい。

○特別支援学校での消費者教育教材「社会への扉」を活用した消費者教育授業や地域に目を向けたエシカル消費啓発等について取り組みたい。

○学校の新しい学習指導要領に対応した消費者教育の充実や外部人材の活用及び協力について、それぞれの立場で積極的に取り組みたい。

○高齢者や障がい者に関わる団体の研修会等において、消費者問題に関する研修の実施について提案したい。

○消費生活センターが消費者教育推進の司令塔となりつつ、本協議会の各委員がそれぞれの分野において、消費者教育の展開、エシカル消費の普及啓発の推進役となることを期待したい。

以上